

税のお知らせ

5月の納税等

軽自動車税／全期
国民健康保険税／第1期
後期高齢者医療保険料／第1期
介護保険料／第1期
農業集落排水処理施設使用料／第1期
提塘占用料／全期
保育料／5月分
納期限／5月31日(水)

納期期限内の納付にご協力ください。

納付は便利な口座振替をご利用ください。

軽自動車税の納期限は5月31日(水)です

4月1日現在で軽自動車をお持ちの方には、5月上旬に役場から納税通知書をお送りします。

最寄りの金融機関又は役場会計室窓口にて納付してください。平日の日中にお出かけすることが難しい方は、休日でも郵便局のATMでご使用いただける納付書がございますので、役場税務課までお問合せください。

なお、次の手帳を持つ所有者で、

一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

○身体障害者手帳

○戦傷病者手帳

○療育手帳

○精神障害者保健福祉手帳等

減免を受ける方は、納期限の10日前までに身体障害者手帳等、運転免許証、納税通知書、印鑑を持参して役場にて申請をしてください。

軽自動車税は普通自動車税と異なり月割制度がありません。よって、4月1日現在の所有者に全額課税されます。

軽自動車の売却等をされ、売却時の契約により、車屋さんに税金を支払ってもらう場合でも、納税通知書は4月1日現在の所有者に送付し、口座振替をご契約の場合は、所有者が登録している口座から引き落としがされます。事前にその旨をご連絡いただいても、車屋さんに納税通知書を送付することも、口座振替を停止することもできません。

●問合せ先 総務部税務課

軽自動車税の口座振替の方の納税証明書について

口座振替をご契約の方には、6月の中旬ごろに継続検査用(車検

用)の納税証明書を送付いたします。口座振替日から、証明書が届くまでの間に必要な方は、税務課窓口にて通帳記入後の通帳の写し等により納付の確認をさせていただきます、証明書を発行します。

●問合せ先 総務部税務課

自動車税の納税をお忘れなく

5月31日(水)は、自動車税の納期限です。

4月1日現在、自動車をお持ちの方に、5月上旬に県税事務所から納税通知書をお送りします。で、お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア等で納付してください。

なお、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付していただけます(利用者には決済手数料がかかります)。

名義変更・廃車などの手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続が3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

●問合せ先

西尾張県税事務所
☎0586-4513170
(ダイヤルイン)

▽ホームページ

<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>

飛島村内犯罪状況 (29年3月)

区分	空き巣	忍込み	居空き	事務所荒らし	出店荒らし
3月	0	0	0	1	0
1～3月	0	1	0	1	0
区分	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	ひったくり	車上ねらい
3月	0	0	0	0	1
1～3月	0	0	0	0	4
区分	部品ねらい	自販機ねらい	万引き	その他	
3月	0	0	0	0	
1～3月	2	0	0	2	

警察からのお知らせ

けいさつ
だより

